

株主の皆様へ

東京都港区芝公園二丁目４番１号

昭光通商株式会社

代表取締役社長 稲泉 淳一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて株主総会出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年６月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番２号
アジュール竹芝 14階 「天平の間」

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 会計処理問題および過年度決算訂正に関するご報告の件
 2. 第97期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 3. 第97期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 報告事項の内容につきましては次頁以降に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shoko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

平成29年5月19日

株主の皆様へ

昭光通商株式会社
代表取締役社長 稲泉 淳一

株主の皆様におかれましては、当社連結子会社である株式会社ビー・インターナショナル（以下「ビー社」という。）における会計処理問題につきまして、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当該会計処理問題に関しましては、平成29年4月17日付「特別調査委員会の報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、調査を委託しておりました外部専門家を交えた特別調査委員会より調査報告を記載した報告書を受領いたしましたので、これまでの経緯、会計処理問題に起因する過年度決算の訂正および再発防止策の対応状況等について、その概要を下記のとおりご報告させていただきます。

記

1 会計処理問題の経緯

当社は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人（以下「監査法人」という。）に対する平成28年10月25日付の同年12月期第3四半期に係る決算概況説明会以降、監査法人から、当社の連結子会社であるビー社の仕入及び売上において大きな割合を占めている炭化ケイ素、人工ダイヤモンド及び人工ダイヤモンド加工品等（これらを総称して、以下「対象物品」という。）について、仕入先及び販売先（両社を併せて以下「本件顧客」という。）の代表取締役が同一人物であることから、これらの対象物品の仕入販売取引（以下「本件取引」という。）の商流の適正性・合理性等について、注意喚起及び調査依頼を受けておりました。そこで当社監査役は、平成28年11月25日付で実施されたビー社への往査時に本件取引の調査を行い、引き続き当社の監査役、監査室及び経理部その他の関連部門を中心に本件取引の関係書類等の精査を行いました。その際に、精査担当者において本件顧客から受領した一部書類（船積関連書類の写し等）を一定期間分並べて照合したところ、受領していた船荷証券の写しについて、本来異なるはずのVoyage Numberが全て同一であることが発見され、また、同写しに記載されている船名と運航ルートを照合したところ、当該船名の船舶については実際には存在しない運航ルートが記載されていること等の偽造ないし変造を疑わせる痕跡が発見されました。

このことから、当社は、本件取引に関して、ビー社からの事情聴取に加えて、ビー社と共に本件顧客に対する訪問調査を実施いたしました。

そして当社は、更に専門的な調査を行うべく、本年2月13日付で、外部専門家を交えた特別調査委員会を設置し、外部法律事務所及び専門調査会社の補助を得て調査を進めました。

当社はこのような経緯を経て、平成29年4月17日に特別調査委員会から調査結果を記載した報告書を受領いたしました。

2 過年度決算の訂正

当社は、平成29年4月17日付「特別調査委員会の報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当社の子会社であるビー社が行っていた特定の顧客との取引に関し、当社およびビー社役職員には対象物品が存在しない取引であることを認識していたと認められる者は見当たらなかったものの、実質的に資金のみが循環する取引であったとの報告を受けました。

これを受けて、売上高を計上する通常の商取引としての会計処理は適当でないと判断し、

当社は、過年度において重要性の観点から修正を行わなかった事項の修正を含め、平成26年12月期に遡及して関係書類について訂正を行いました。

なお、会計処理問題による、各通期の連結財務諸表に与える金額的影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
売上高	△3,414	△5,225
営業利益	△363	△280
経常利益	△370	△291
当期純利益	△1,416	△215
総資産	△1,408	△1,821
純資産	△1,416	△1,632

(単位：百万円)

	平成 28 年 第 1 四半期	平成 28 年 第 2 四半期	平成 28 年 第 3 四半期
売上高	△1,424	△2,901	△4,460
営業利益	10	55	80
経常利益	7	49	71
親会社株主に帰属する 四半期純利益	80	123	130
総資産	△1,815	△1,742	△1,737
純資産	△1,625	△1,516	△1,508

3 再発防止策の対応状況等

当社は、特別調査委員会による再発防止策の提言を真摯に受け止め、次のとおりの基本方針を決定し、同基本方針に基づく再発防止策の骨子を策定しており、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様や取引先などのステークホルダーへの信頼回復を目指していくとともに、企業価値の再生を図っていくために、迅速かつ的確な対応を行ってまいります。

(1) 管理の実効的な実施（特に与信管理）

与信管理ルールとその運用をあらためて見直し、具体的・実務的な内容のルールを制定します。また、当社取締役会がよりの確な判断を行うために、必要な情報を整理し正確性を担保するための審議機関により、十分な予備的検討を行い、与信管理ルールに基づいて定めた取引条件を厳格に遵守する運用を徹底します。具体的には以下のとおりです。

①与信管理ルールの見直し

与信管理ルールについては、本年6月中を目処に、外部専門家にも助言を求めて、与信格付に応じ、取引の相手方の財務規模・状態等の相応の客観的根拠に基づき、許容できる与信限度額を明確化し、与信する相手方の属性や取引の実態について客観的根拠をもって確認すべきことを定めるべく、与信管理のしくみを本年7月までに再構築します。

また、与信に関する承認・報告の対象となる基準について、当社および子会社それぞれの財務規模に照らして相応の金額となるよう見直しを行います。また、類型的にリスクの

高い取引については早い段階で当社取締役会、債権審議委員会等の上位機関が審査することとします。

さらに、これまで対象外としてきた子会社の債権についても債権審議委員会の審査の対象とすることとします。

②債権審議委員会による予備審査の充実

上記①の上程基準の見直しと併せて、取締役会上程前の予備審査を充実させるべく、本年6月中を目処に、債権審議委員会の規程を見直します。

③子会社における与信管理に対する当社所管部門、スタッフ部門の役割と責任の明確化

本年7月中を目処に、グループ会社経営規程その他関連する規程を改定し、所管部門および企画部その他スタッフ部門が子会社経営に関与する内容と責任について、業務分掌上明確化し、当社所管部門により、子会社が与信管理ルールを遵守しているかについての定期的なモニタリングを義務づけます。かかるモニタリングにあたり、各所管部門は、本年7月までを目処に、所管対象の子会社を含む当社グループの全商流を調査し、現状を把握します。

また、主要な子会社については、当社と同一の統合基幹業務システム（ERP）導入を進め、グループ全体の一元管理を可能にします。

（2）当社の管理・牽制体制および当社による子会社の管理・牽制体制の高度化

当社は、当社本体の業務および子会社の管理の両面において、管理・監査・監督機能の充実を図り、十分な検証を可能とすべく、人的資源の確保を目指します。人的資源の確保にあたっては、管理・監査・監督部門が実効的に機能するよう役割分担を明確化するとともに、リスクを感知して、適切な検証・対応ができる能力を有する担当者をそれぞれ配置します。なお、管理・監査・監督部門の体制の整備にあたっては、管理・監査・監督部門の独立性および管理・監査・監督機能の実効性を損なうことがないかを検証しつつ行うこととします。

また、営業部門を含めて、各部門の役割に応じた、リスク管理についての反復的・継続的な教育・研修を実施します。加えて、問題事象の端緒発見時における体制（危機管理体制）を整備します。

具体的には以下のとおりです。

① 人的資源確保

本年10月までを目処に、内部監査部門および審査部門において、外部からの経験者採用等を含め、当社のリスク管理の高度化に勤勉な意欲と責任感を持つ良質な人的資源を確保し、管理・監査・監督機能の充実を図ります。その際には、親会社である昭和電工株式会社との人事交流等の連携を一層深めることとします。また、再発防止策の実施にあたり必要がある場合には、外部専門家の起用も検討します。

② 全役員を対象とした研修会の実施

当社およびグループ会社役員の経営管理に関わる知識・スキルのレベルアップ、リスク管理知識とリスク感度の向上および情報共有を目的に、グループ役員研修会を計画的に継続実施します。なお、初回は本年5月29日を予定し、事前学習用テキストを既に配付しております。

③従業員向け教育・研修（全社員対象説明会、Eラーニング等）の実施

調査報告書の内容を全社員が共有し、注意喚起と再発防止に向けたマインドセットを形成するため、調査報告書の公表後直ちに担当役員による説明会を全社員対象に実施しました。今後の再発防止のための諸施策の実施にあたり、個々の施策の意義、目的およびその進捗状況を全社員で共有しながら組織的に遂行するべく、全社員対象説明会を適時開催するとともに、リスク感覚の醸成のため、定期的にEラーニング等を実施いたします。

④ 危機管理体制の整備

当社の危機管理の最高機関であるリスク管理委員会（委員長 社長）の目的、機能および構成を再定義し、非常時にも対応できる体制にするとともに、危機を感知し即応するための教育・研修を定期的に実施します。また、当分の間、リスク管理委員会の開催頻度を上げ、当社および子会社のリスクの再点検を行います。

（３）M&Aによる子会社化に関する目的設定・調査・管理

現時点において、具体的なM&Aを当社または当社子会社において検討しているわけではありませんが、本日以降、当社におけるM&Aの実施体制を、以下のとおり改善します。

①予め子会社化の目的を明確に設定し、デューデリジェンス（以下、DDという）を実効的に行い、買収後は買収の目的に照らした子会社管理を実施します。

②法務DD、財務DDに加えて、ビジネス面のDDを可能な限り実施します。

③各専門家によるDDの結果をそのまま受け入れるのではなく、当社担当部門が主体となって統合的に分析し、その結果をもって取締役会が判断します。

なお、後記（４）の今後の中期的なグループのあり方等の再検討と併せて、必要に応じて、知識と経験を有する適格性のある人材の確保および担当者の育成などの、社内体制の整備を行います。

（４）中長期的なグループのあり方の検討

今回の問題を含む当社グループが置かれた状況の変化を踏まえた中期経営計画の見直しを行う中で、中長期的課題として、広い意味での管理のための人的資源の確保を行うとともに、管理ないし監査・監督能力に応じた子会社を含むグループのあり方について精緻に検証し、中期的な対処方針を決定します。

今回の会計処理問題により、株主の皆様にも多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしますこと、重ねてお詫び申しあげます。当社は、上記基本方針および既に策定している骨子に基づいて、外部専門家の意見を踏まえ可能な限り速やかに再発防止策を確定し、着実に実施してまいりますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申しあげます。

以上

事業報告(平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

事業のご報告に先立ちまして、株主の皆様におかれましては、当社の会計処理に伴う平成26年(第95期)から平成28年12月期(第97期)第3四半期までの金融商品取引法に基づく過年度決算訂正により、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

なお、事業報告における以下の記載にあたりましては、金融商品取引法に基づく過年度決算の訂正を反映した数値となっておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国経済の減速、英国のEU離脱決定、米国大統領選挙等、様々な出来事が国際金融市場を揺さぶり続ける状況にありましたが、実体経済は、雇用および企業と家計の所得面の安定性を維持し、設備投資や個人消費に持ち直しの兆しが見られ、景気は底堅い状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループでは本年度より5ヶ年の新たな中期経営計画をスタートさせました。本計画では、「リスク予測機能の強化」「成長分野への投資、不採算事業からの撤退」「主要顧客への深耕、新規顧客開拓、高収益事業への進出」「エンドユーザー密着型ビジネスモデルの構築」「東南アジア地域を重点エリアとした事業展開」の5つの全体戦略を掲げ、施策の実行に着手しております。

当連結会計年度の当社事業におきましては、原油やアルミニウム地金の価格低下に伴い、主要な取扱商品価格が前期と比較して概ね下落傾向となり、また、前期に鉄鋼関連取引を中止した影響等で、売上高が減少いたしました。また、前期に鉄鋼関連取引を中止した影響等で、売上高が減少いたしました。また、主要商材の業績が総じて底堅く推移し、また、販売用不動産ビルも、当連結会計年度で竣工し、引き渡しを完了いたしました。これに加えて、前期に貸倒引当金を計上した売掛債権の一部回収により、増益となりました。また、賃貸用不動産を売却したことによりその売却益を特別利益として計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、1,222億40百万円(前年同期比6.7%減)、営業利益は20億63百万円(前年同期比161.1%増)、経常利益は21億20百万円(前年同期比333.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は21億94百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失127億85百万円)となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

(化学品)

化学品部門につきましては、化学品関連は、主要商材の国内価格が下落した影響が大きく、減収となりました。

科学システム関連は、計測機器の新製品販売が、国内・海外で順調に推移しました

が、主力のショウデックス®カラム（高速液体クロマトグラフィ用カラム）の OEM 品、および、輸入計測機器の販売不振の影響で、減収となりました。

食品関連は、グリシン・アラニン等の食品添加物やゼラチン等が好調に推移し、増収となりました。

肥料農材関連は、東日本エリアの農業資材の需要減や天候不順によるハウス工期遅延の影響で、減収となりました。

以上の結果、売上高は 357 億 98 百万円（前年同期比 5.0%減）、営業利益は 4 億 72 百万円（前年同期比 109.6%増）となりました。

（合成樹脂）

合成樹脂部門につきましては、国内取引では、販売数量は前期並みに推移しましたが、ナフサ価格下落による原料価格低下の影響で、減収となりました。

また、貿易取引は、台湾や韓国向けの輸出が回復、ならびに中国向け新規顧客開拓が奏功し、増収となりました。

以上の結果、売上高は 322 億 30 百万円（前年同期比 13.0%減）、営業利益は 58 百万円（前年同期比 25.1%増）となりました。

（金属）

金属部門につきましては、軽金属関連は、圧延品が好調に推移しましたが、アルミニウム地金単価の下落等により連結子会社の昭和電工アルミ販売（株）も含め、全体として、減収となりました。

無機材料関連は、アルミナや水酸化アルミニウムの販売が低調に推移し、また、前期好調の耐火材も円高による価格下落等が影響し、減収となりました。

鉄鉱石は、前期中で取引を中止し、減収となりましたが、前期に貸倒引当金を計上した売掛債権の一部回収により、増益となりました。

以上の結果、売上高は 349 億 97 百万円（前年同期比 10.2%減）、営業利益は 8 億 24 百万円（前年同期比 391.6%増）となりました。

（生活環境）

生活環境部門につきましては、住宅建材関連は、外壁材の販売好調、および連結子会社の日東工事（株）の工事受注額が増加した影響で、増収となりました。

不動産関連は、賃貸用不動産（アクティス上目黒ビル）の売却等により賃料収入が減少しましたが、西新橋に建設した販売用オフィスビルが竣工後、引き渡しも完了し、大幅な増収となりました。

エレクトロニクス関連は、LED のアジア市場低迷、およびクリーンルームの大型案件の成約がなかったこと等の影響により、減収となりました。

以上の結果、売上高は 153 億 23 百万円（前年同期比 31.0%増）、営業利益は 4 億 59 百万円（前年同期比 134.6%増）となりました。

（海外その他）

海外その他部門につきましては、昭光通商（上海）有限公司は、鉄鋼関連事業からの撤退に伴い事業を縮小した影響で、減収となりました。

また、今期より、Shoko Tsusho (Thailand) Co.,Ltd. が新たに連結子会社となり、増収となりました。

以上の結果、売上高は 38 億 90 百万円（前年同期比 30.0%減）、営業利益は 2 億 48 百万円（前年同期比 63.0%増）となりました。

なお、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、当期の期末配当につきましては、鉄鋼関連取引で大きく毀損いたしました当社の財務体質の強化等を勘案し、無配とさせていただきます。

事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

(訂正後)

期 別 区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前 期 比 増 減		主 要 商 品 等
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
化 学 品	37,685	28.8%	35,798	29.3%	△1,886	△5.0%	有機・無機化学品、食品、肥料・農業資材、分析機器等
合 成 樹 脂	37,045	28.3	32,230	26.4	△4,815	△13.0	合成樹脂原料・製品等
金 属	38,968	29.8	34,997	28.6	△3,970	△10.2	アルミ地金、軽圧品、セラミックス、炭素、レアアース等
生 活 環 境	11,696	8.9	15,323	12.5	3,627	31.0	建材、不動産、電子材料、機械等
海 外 そ の 他	5,561	4.2	3,890	3.2	△1,671	△30.0	保険、総合人材ビジネス等
合 計	130,956	100.0	122,240	100.0	△8,716	△6.7	

(注) 前連結会計年度において会計上の誤謬が判明したため、前連結会計年度については、平成29年4月25日に公表いたしました訂正後の数値を記載しております。

なお、訂正前の数値は以下のとおりであります。

(訂正前)

期 別 区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前 期 比 増 減		主 要 商 品 等
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
化 学 品	42,910	31.5%	35,798	29.3%	△7,112	△16.6%	有機・無機化学品、食品、肥料・農業資材、分析機器等
合 成 樹 脂	37,045	27.2	32,230	26.4	△4,815	△13.0	合成樹脂原料・製品等
金 属	38,968	28.6	34,997	28.6	△3,970	△10.2	アルミ地金、軽圧品、セラミックス、炭素、レアアース等
生 活 環 境	11,696	8.6	15,323	12.5	3,627	31.0	建材、不動産、電子材料、機械等
海 外 そ の 他	5,561	4.1	3,890	3.2	△1,671	△30.0	保険、総合人材ビジネス等
合 計	136,182	100.0	122,240	100.0	△13,941	△10.2	

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、金融機関からの借入金、コマーシャル・ペーパーの発行による資金調達を行いました。また、安定的な資金繰りを確保するため、親会社である昭和電工株式会社から140億円の劣後ローンの借入を行っております。

(4) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループでは平成28年より新たに5ヶ年の中期経営計画をスタートいたしました。本中期経営計画は、「当社グループの再建計画」と位置付けており、以下の5つの全体戦略を掲げております。

1. リスク予測機能の強化

近年、目まぐるしく変化する経営環境から生じるリスクを把握し、より機能的なコーポレートガバナンスの構築に努めてまいります。

具体的には、審査法務部設置等による管理体制強化や高額与信に対する取締役会決議やグループ会社経営規程見直し等社内ルールの再整備を行いました。今後も経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を整備し、海外拠点を含めたグループ全体のガバナンスの充実と与信管理体制の強化に取り組んでまいります。

2. 成長分野への投資、不採算事業からの撤退

当社グループは、環境の変化に強く安定的に成長できる企業グループであることを目指しております。そのため、収益性と実現性を踏まえた事業ポートフォリオの見直しを進め、経営体質を強化してまいります。

具体的には、当連結会計年度中に当社グループ内の科学システム部門の事業を集約し、同事業の効率化と営業の強化に努めてまいりました。今後も、これまで事業化を推進してまいりました、環境・クリーンエネルギー・リサイクル分野等、様々な次世代ビジネスにも引き続き積極的な投資を行い、また、収益改善の見込めないビジネスについては、撤退も視野に入れた構造改革を推進し、収益力の安定と向上を追求してまいります。

3. 主要顧客への深耕、新規顧客開拓、高収益事業への進出

当社グループは、長年収益の柱となってきた既存ビジネスを再度見つめ直し、当社の財産である優良なお客様との関係をより深めると同時に、周辺ビジネス・高収益ビジネスへの進出に注力いたします。

具体的には、合成樹脂部門において、既存顧客向けの仕入ソースを安定的に確保するために投資を行いました。また、主力商材の新規顧客開拓を更に推進し、今後も、新たな収益源となるビジネス分野への進出や当社主要顧客に対する新たな商材・サービスの

提案型営業を積極的に進めてまいります。

4. エンドユーザー密着型ビジネスモデルの構築

消費者により近いビジネス分野に積極的に進出し、マーケット情報に精通すると同時に、サプライチェーン上における当社グループのイニシアティブ（存在価値）を高めることを目指します。

具体的には、肥料農材部門において、主に生産者向けに肥料や農業資材を販売してきましたが、それらの生産者が生産した農産物を仕入れ、スーパーなどの小売店や食品加工会社への販売も進めてまいりました。今後も、当社グループは、主要顧客の製品等の取扱いを増加させることや成長性のある新規加工製品販売にも注力し、当社グループの主力商材である原材料販売の機会拡大に繋げられるように努めてまいります。

5. 東南アジア地域を重点エリアとした事業展開

当社グループの海外展開については、成長著しい東南アジア地域に軸足を移し、中国ビジネスのリカバリー策に注力いたします。

具体的には、当連結会計年度より Shoko Tsusho (Thailand) Co.,Ltd.を連結子会社化し、同社を当社グループの東南アジア地域の拠点と位置付け、事業展開に努めてまいりました。今後も、同社も含めた海外現地法人と協力し、当社グループの海外展開を積極的に進めてまいります。

しかしながら、復配に向けた上記中期経営計画諸施策を実行しておりますが、現下の状況によりその見直しが必要となっており本年度中に詳細な計画を策定いたします。

当社の会計処理・取引の問題により、株主の皆様からの信頼を大きく毀損いたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

今後は、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様や取引先などのステークホルダーへの信頼回復を目指していくとともに、当社の企業価値の再生を図っていくために、迅速かつ確な対応を行ってまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

(訂正後)

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第94期 (平成25年)	第95期 (平成26年)	第96期 (平成27年)	第97期 (平成28年) (当連結会計年度)
売 上 高	165,531	177,777	130,956	122,240
経 常 利 益	2,320	1,086	488	2,120
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (△は損失)	1,440	△1,192	△12,785	2,194
1株当たり当期純利益 (△は損失)	13.16円	△10.90円	△116.83円	20.06円
総 資 産	71,392	80,213	61,128	58,744
純 資 産	18,324	16,686	2,851	4,959

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 第95期及び第96期において会計上の誤謬が判明したため、当社の財産及び損益の状況の推移については、平成29年4月25日に公表いたしました訂正後の数値を記載しております。

なお、訂正前の数値は以下のとおりであります。

(訂正前)

区 分 \ 期 別	第94期 (平成25年)	第95期 (平成26年)	第96期 (平成27年)
売 上 高	165,531	181,192	136,182
経 常 利 益	2,320	1,456	780
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	1,440	224	△12,570
1株当たり当期純利益 (△ は 損 失)	13.16円	2.05円	△114.86円
総 資 産	71,392	81,621	62,949
純 資 産	18,324	18,102	4,483

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

昭和電工株式会社は、当社の議決権の44.0%を保有しており、当社を連結子会社として位置づけております。

同社は、石油化学、化学品、エレクトロニクス、無機、アルミニウム等の事業部門を有する会社であり、当社は化学品部、軽金属部、無機材料部等を中心に同社の製造する製品の国内外への販売の一部を担当するとともに、同社に対して資材の一部を納入する等の関係がありますが、当社の自立性を保った営業活動を行っております。

人的関係については、当社取締役6名のうち3名、監査役4名のうち2名は同社出身であります。

また、事業運営におきましては、当社独自の方針に基づき事業展開を行っております。資金面では、同社から劣後ローンの借入を行っております。

②親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の昭和電工株式会社に対する商品販売および当社の商品購入価格は、取引の都度、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、回収支払条件については、一般の回収支払条件に準じております。当社の昭和電工株式会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

なお、当借入には劣後特約が付されております。

また、当社は昭和電工株式会社と融資枠設定契約を締結しております。当事業年度末の融資枠は10,000百万円で、借入実行残高はありません。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会を中心とした当社独自的意思決定を行っております。

③重要な子会社の状況（平成28年12月31日現在）

区 分	会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
化 学 品	昭 光 ハ イ ポ リ マ ー 株 式 会 社	60 百万円	79.63%	有機・無機薬品、石油化学製品、合成樹脂製品の販売
	株式会社ビー・インターナショナル	50 百万円	100%	化学品及び関連商品の輸入販売
	昭 光 サ イ エ ン ス 株 式 会 社	50 百万円	100%	理化学機器、同消耗品、安定同位体試薬等の販売
	昭 光 通 商 ア グ リ 株 式 会 社	50 百万円	100%	肥料製造、販売及び農業用資材の販売
	大 利 両 毛 ア グ リ 株 式 会 社	4 百万円	100%	肥料、農薬、農業資材等の販売
	昭 和 培 土 株 式 会 社	99 百万円	100%	各種培養土の製造販売
合 成 樹 脂	コ ス モ 化 成 工 業 株 式 会 社	10 百万円	100%	防湿梱包用バリアー等の製造販売
金 属	昭 和 電 工 ア ル ミ 販 売 株 式 会 社	249 百万円	65.00%	アルミニウム製品の製造販売
生 活 環 境	昭 光 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 株 式 会 社	90 百万円	100%	可視LED及び赤外光LED素子の製造販売
	協 三 軽 金 属 株 式 会 社	20 百万円	100%	アルミスペーサーの製造販売
	日 東 工 事 株 式 会 社	35 百万円	100%	建築・土木工事、高圧ガス関連設備、機器の設置
	興 産 ビ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社	10 百万円	100%	ビル清掃・管理業務
海 外 そ の 他	昭 光 通 商 (上 海) 有 限 公 司	64,000 千 米ドル	100%	輸出入取引全般及び中国国内取引
	韓 国 昭 光 通 商 株 式 会 社	1,400,000 千 韓国ウォン	100%	輸出入取引全般及び韓国国内取引
	台 湾 昭 光 貿 易 股 份 有 限 公 司	8,000 千 台湾元	100%	輸出入取引全般及び台湾国内取引
	SHOKO SINGAPORE PTE. LTD.	200 千 シンガポールドル	100%	輸出入取引全般及びシンガポール国内取引
	Shoko Tsusho (Thailand) Co., Ltd.	253,000 千 タイバーツ	100%	輸出入取引全般及びタイ国内取引
	昭 光 通 商 保 険 サ ー ビ ス 株 式 会 社	20 百万円	100%	保険代理店業
	株 式 会 社 ゆ ー ら む	10 百万円	100%	人材派遣、人材紹介事業

1. 当社の連結対象子会社は上記に記載の19社であります。

2. 大利両毛アグリ株式会社は、当社の100%子会社である昭光通商アグリ株式会社の子会社であります。

(8) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

営 業 品 目	工業薬品、合成樹脂、医薬品、肥料、農薬、農業資材、農産物、食品、水産物、畜産物、軽金属、レアアース、黒鉛電極、研削材、耐火材、脱酸材、鈦産物、機械装置、アルミボール、土木建築用資機材、電子材料、情報機器、精密化学品、理化学機器、蒸発器、不動産関連事業、保険代理店業、総合人材ビジネス業、地盤改良事業、発電事業、電気売買事業
製 造 品 目	有機・無機複合肥料、液体肥料、重窒素化合物、窒素酸化物、水稻培土、園芸培土、理化学機器及び消耗品、アルミニウム製品、半導体素子

(9) 主要な事業所等（平成28年12月31日現在）

当 社 本 社（東京都港区）

支 店 大 阪（大阪市北区） 福 岡（福岡市中央区）

名古屋（名古屋市中村区）

営業所 大 分（大分県大分市） 京 浜（東京都港区）

連結子会社

昭光ハイポリマー株式会社（東京都千代田区）

株式会社ビー・インターナショナル（東京都港区）

昭光サイエンス株式会社（横浜市青葉区）

昭光通商アグリ株式会社（東京都港区）

大利両毛アグリ株式会社（茨城県ひたちなか市）

昭和培土株式会社（宮城県加美郡加美町）

コスモ化成工業株式会社（埼玉県越谷市）

昭和電工アルミ販売株式会社（大阪市阿倍野区）

昭光エレクトロニクス株式会社（鹿児島県日置市）

協三軽金属株式会社（東京都港区）

日東工事株式会社（東京都北区）

興産ビルサービス株式会社（東京都千代田区）

昭光通商(上海)有限公司（中国）

韓国昭光通商株式会社（韓国）

台湾昭光貿易股份有限公司（台湾）

SHOKO SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール）

Shoko Tsusho(Thailand)Co.,Ltd.（タイ）

昭光通商保険サービス株式会社（東京都港区）

株式会社ゆーらむ（東京都港区）

(10) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
550名	3名減

(11) 主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借入先	借入金残高
昭和電工株式会社	14,000

百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

(1) 発行済株式の総数 109,426,412株（自己株式 3,288,275株を除く。）

(2) 株主数 9,537名

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
昭 和 電 工 株 式 会 社	47,901 ^{千株}	43.78 [%]
昭 光 通 商 従 業 員 持 株 会	1,333	1.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	1,119	1.02
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,018	0.93
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	950	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	863	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 1)	841	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 5)	767	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 2)	749	0.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 6)	740	0.68

(注) 持株比率は自己株式（3,288千株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	宮崎 孝		
取締役	大野 淳	事業開発推進室長	昭光通商アグリ株式会社 代表取締役社長
取締役	水谷 温	企画部、海外部、 経理部に係る業務 担当	
取締役	齋藤 豊	総務部、審査法務 部、監査室に係る 業務担当	
取締役	小川和夫		
取締役	灘 利浩		
常勤監査役	酒井仁和		
監査役	神田浩一		昭光通商アグリ株式会社常勤監査役 大利両毛アグリ株式会社監査役 昭和培土株式会社監査役
監査役	桜井修平		石井法律事務所弁護士
監査役	廣田正昭		廣田公認会計士事務所所長 日本メルセン株式会社社外監査役

- (注) 1. 平成28年3月30日開催の第96回定時株主総会において水谷 温、齋藤 豊、灘 利浩の各氏は、新たに取締役に選任され就任し、廣田正昭氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 当事業年度中に退任した役員（役名は退任時）
 取締役 関 俊次（平成28年3月30日退任）
 取締役 高木 俊典（平成28年3月30日退任）
 取締役 岩渕 勝昭（平成28年3月30日退任）
 監査役 溝端 繁樹（平成28年3月30日退任）
3. 取締役小川和夫、灘 利浩の両氏は、社外取締役にあります。
4. 常勤監査役酒井仁和、監査役桜井修平、廣田正昭の各氏は、社外監査役にあります。
5. 常勤監査役酒井仁和氏は、昭和電工株式会社にて財務・経理の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役廣田正昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、小川和夫氏、灘 利浩氏、桜井修平氏、廣田正昭氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「独立役員」として届けております。当社は各氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
8. 平成29年3月30日開催の第97回定時株主総会において稲泉淳一、八田賢一の両氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。尚、八田賢一氏は社外取締役にあり「独

立役員」として届けております。また天野 賢氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。尚、同氏は社外監査役であります。

9. 当事業年度末日後に退任した役員（役名は退任時）
 代表取締役社長 宮崎 孝（平成29年3月30日退任）
 取締役 小川 和夫（平成29年3月30日退任）

10. 平成29年4月1日付の役員の体制については以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲泉 淳一		
取締役	大野 淳	事業開発推進室長	昭光通商アグリ株式会社 代表取締役社長
取締役	水谷 温	企画部、海外部、 経理部に係る業務 担当	
取締役	齋藤 豊	総務部、審査法務 部、監査室に係る 業務担当	
取締役	灘 利浩		
取締役	八田 賢一		
常勤監査役	酒井 仁和		
常勤監査役	天野 賢		
監査役	神田浩一		昭光通商アグリ株式会社常勤監査役 大利両毛アグリ株式会社監査役 昭和培土株式会社監査役
監査役	桜井修平		石井法律事務所弁護士
監査役	廣田正昭		廣田公認会計士事務所所長 日本メルセン株式会社社外監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

定款の定めに基づき、当社は、社外役員全員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	6名	68百万円（うち社外	2名	11百万円）
監査役	4名	37百万円（うち社外	3名	31百万円）

上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額27百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役桜井修平氏の兼職先である石井法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

監査役廣田正昭氏の兼職先である廣田公認会計士事務所および日本メルセン株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	活 動 状 況
取締役	小川 和夫	当期開催の取締役会19回のうち19回出席し、商社・IT関連会社での経営に長年携わった経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	灘 利浩	平成28年3月30日に取締役に就任後開催された取締役会15回のうち15回出席し、総合的な製鉄化学関連会社での経営に長年携わった経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	酒井 仁和	当期開催の取締役会19回のうち18回、監査役会16回のうち16回に出席し、親会社昭和電工株式会社での、財務・経理部門での経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	桜井 修平	当期開催の取締役会19回のうち19回、監査役会16回のうち16回に出席し、弁護士としての豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	廣田 正昭	平成28年3月30日に監査役に就任後開催された取締役会15回のうち14回、監査役会11回のうち11回に出席し、公認会計士としての豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 5 0 百万円

当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産
上の利益の合計額 5 0 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち昭光通商（上海）有限公司、SHOKO SINGAPORE PTE. LTD.、Shoko Tsusho (Thailand) Co., Ltd. の3社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の会計監査計画の内容、監査実績、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算定根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項第2項に定める同意を行っております。

4. 上記のほか、当事業年度において前事業年度に係る報酬を10百万円支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断される場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は取締役会において決議した当社および子会社の内部統制の基本方針の下で、業務執行の適法性・効率性等の確保に努めるとともに、その実効性が一層高まるよう、監査役会および社外取締役の意見等を踏まえて、内部統制の見直しおよび改善を進めてい

ます。なお、平成27年4月17日開催の取締役会にて内容を一部改定しました。

改定後の概要および運用状況は以下のとおりです。

1. 当社および子会社の取締役・使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンスの強化を経営の最優先課題と認識し、全社的な推進姿勢として「企業行動規範」「企業行動指針」を策定し、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、当社および子会社の取締役・使用人等がそれぞれの立場で自らが主体的に法令および定款等を遵守して業務の遂行に当たります。

総務担当役員を委員長とし、本部長、支店長ならびにスタッフ部門の部長、室長を構成員とした「コンプライアンス委員会」を設け、当社および子会社の「コンプライアンス推進リーダー」を通じてグループ全体のコンプライアンスのより一層の浸透を図ります。また、当社および子会社は、グループ内において内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見に努め適切な対応を行います。

当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、毅然とした態度で臨みます。

【運用状況】

当社グループでは経営方針の中に適切なガバナンスとリスク管理に基づく堅実経営を制定しており、毎年1月を「企業倫理月間」に指定して、企業倫理とコンプライアンスに関わる日常の行動を省みています。「私たちの行動規範と実践の手引き」を読み、職場で話し合い、それを誠実に実行することを確認し合っております。

「企業行動規範」および「企業行動指針」は、常に社内にて閲覧できる状態にあり、機会ある毎に社内周知しています。また当事業年度は総務担当役員、本部長および支店長等で構成されるコンプライアンス委員会を2回開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、所管部署および各子会社から報告を受けました。

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

2. 当社の取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会や経営会議等の議事録、決裁書等の文書は、法令および社内の文書管理規程に基づく保存・管理を徹底し情報セキュリティの確保を行います。

個人情報の取扱いについては、個人情報保護方針と同管理規程に基づき対応します。

【運用状況】

文書管理規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務の執行に関わる文書およびデータを時系列に保存しました。

個人情報については、個人情報保護方針と同管理規程に基づき適切に対応しています。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、重要案件について、原則として毎月二回定期的に開催される、取締役・監査役および社長が指名した本部長・部長等で構成される経営会議において、その戦略性・リスクの内容と程度・成果等を重視し多角的に審議を行います。グループ全体に影響を与える可能性のあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、その下に「コンプライアンス委員会」「安全保障貿易管理委員会」「債権審議委員会」を設置し、各委員会の対象となるリスクの分析・評価を行い適切な措置で対応します。なお、平時においては、各部門の自立的な管理を基本とし、リスクの分析・評価・対応を専門部門と相談した上で、決裁制度を通じてリスクの管理を行います。

また、事故・災害等の危機発生時には、社長を本部長とする「非常対策本部」を設置する等、防火防災管理規程により対応します。

【運用状況】

グループ各社の主要なリスクについて、社長を委員長とする「リスク管理委員会」等を通じてグループ各社社長または管理責任者から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。また、メーカー機能を有している子会社6社に対しては定期的に安全パトロールを実施し、態勢含めその管理状況を確認しました。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する等して、効率的かつ迅速な運営を図ります。

業務の運営は、「経営基本規程類」「経営組織規程類」「業務運営規程類」により、業務分掌・権限等を明確化し、迅速な意思決定と効率的な業務の推進を基本とします。

また、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、それに基づく各単年度予算により、各部門はその目標達成に向け具体的な施策を立案・実行します。

【運用状況】

当事業年度は、取締役会を19回開催いたしました。定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要事項について意思決定するとともに、取締役の職務の執行状況等のモニタリングを行いました。また、平成28年から平成32年までの新中期経営計画を開始いたしました。

5. 当社および子会社における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンスを企業集団の最優先課題として掲げ、研修・指導等を通じて周知徹底を図ります。また、「コンプライアンス相談窓口」の活用を子会社にも適用し、グループ全体としてコンプライアンスの実効性を上げます。

当社および子会社の業務執行を効率的に運営するため、グループ全体の経営の目指す方向として、グループ全体の、中期経営計画を定め、年度の課題および目標値を年間実行計画として設定し、これに基づく業績管理を行います。

また、当社と子会社はグループ会社経営規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況

その他重要な情報についての定期報告を義務づけ、さらに、子会社の重要な業務執行の決定については、事前協議事項としています。

当社および子会社は、財務報告の適正さについて重い責任を負っていることを認識の上、グループ全体における財務報告の適正性を確保するための体制とシステムを整備します。また、財務報告の適正を確保するために、その重要性を全社員に対しあらゆる機会を捉えて周知徹底を図ります。

当社および子会社は、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないようIT利用による統制も含め実効性のある内部統制を構築します。

監査役および内部監査部門は、必要に応じ子会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な子会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。

【運用状況】

当社およびグループ会社の役員・社員が日常業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定めたコンプライアンス・マニュアルを配布し、グループ内で周知徹底を図りました。

当社は、グループ会社経営規程に基づき、子会社から営業成績、財務状況その他重要情報の報告を受け、重要な業務執行の決定については事前協議の上、承認を行いました。

監査役および内部監査部門は、当社および子会社を対象に必要な監査や診断等を実施しました。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、求めに応じ、監査役の業務補助のために監査役のスタッフを置くこととし、その場合は、当該スタッフの取締役からの独立性および監査役からの当該スタッフに対する指示の実効性を確保します。

【運用状況】

当事業年度は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置の求めは受けておりません。

7. 当社および子会社の取締役・使用人等が、当社監査役に報告するための体制

監査役は、取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を提供し、また当社は、社内関係部署の必要な報告を行います。

なお、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令または社内規程に従い、直ちに監査役に報告いたします。

また、当社および子会社の取締役・使用人等は、当社監査役から業務執行等に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

さらに、当社は、グループ会社経営規程で、子会社の取締役・使用人等が、当社監査役へ直接報告する体制を整備し、当社監査役へ報告（間接的な報告を含む）を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないこととしております。

【運用状況】

監査役に報告すべき事項の報告を行った取締役および使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けた事例は、認められませんでした。

8. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が、期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。

社長は、当社および子会社が対処すべき課題、監査上の重要事項、監査環境の整備等について意見交換のために、当社監査役との定期会合を実施します。

内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合等により、監査役との連携を図ります。

さらに当社は、監査役が職務を執行するために使用する費用について請求があった場合、その請求が職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはしません。

【運用状況】

社長は、監査役と定期的に会合をもち、当社および子会社が対処すべき経営課題、監査上の重要事項等について意見交換しました。監査役は、内部監査部門および会計監査人と定期的に監査上の重要事項について情報交換を行いました。また、監査役が職務の執行するために使用した費用請求について、会社は拒否をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	46,072	流 動 負 債	36,309
現 金 預 金	6,478	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	27,249
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	30,067	電 子 記 録 債 務	2,526
電 子 記 録 債 権	3,099	短 期 借 入 金	3,180
た な 卸 資 産	4,295	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	11
繰 延 税 金 資 産	348	未 払 法 人 税 等	153
そ の 他 の 流 動 資 産	2,018	賞 与 引 当 金	144
貸 倒 引 当 金	△234	そ の 他 の 流 動 負 債	3,044
固 定 資 産	12,671	固 定 負 債	17,475
有 形 固 定 資 産	7,337	長 期 借 入 金	15,021
建 物 及 び 構 築 物	1,476	預 り 保 証 金	802
機 械 装 置 及 び 車 両 運 搬 具	605	繰 延 税 金 負 債	99
土 地	4,711	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	399
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	544	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,078
無 形 固 定 資 産	155	そ の 他 の 固 定 負 債	74
の れ ん	2	負 債 合 計	53,785
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	152	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	5,178	株 主 資 本	3,081
投 資 有 価 証 券	4,333	資 本 金	8,021
繰 延 税 金 資 産	21	資 本 剰 余 金	0
長 期 未 収 入 金	8,418	利 益 剰 余 金	△4,461
そ の 他 の 投 資 等	801	自 己 株 式	△479
貸 倒 引 当 金	△8,395	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,655
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△59
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10
		土 地 再 評 価 差 額 金	904
		為 替 換 算 調 整 勘 定	959
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△159
		非 支 配 株 主 持 分	222
		純 資 産 合 計	4,959
資 産 合 計	58,744	負 債 純 資 産 合 計	58,744

連結損益計算書（平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで）

(単位：百万円)

売 上 高		122,240
売 上 原 価		112,857
売 上 総 利 益		9,383
販売費及び一般管理費		7,319
営 業 利 益		2,063
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	119	
持分法による投資利益	184	
その他の営業外収益	37	340
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135	
その他の営業外費用	148	283
経 常 利 益		2,120
特 別 利 益		
固定資産売却益	313	313
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	13	
事業所閉鎖損失	11	
その他の特別損失	11	36
税金等調整前当期純利益		2,398
法人税、住民税及び事業税		186
過年度法人税等		75
法人税等調整額		△120
当 期 純 利 益		2,255
非支配株主に帰属する当期純利益		61
親会社株主に帰属する当期純利益		2,194

連結株主資本等変動計算書（平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,021	0	△4,968	△479	2,574
誤謬の訂正による累積的影響額			△1,632		△1,632
遡及処理後当連結会計年度期首残高	8,021	0	△6,600	△479	942
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,194		2,194
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		－
連結範囲の変動			69		69
持分法適用範囲の変動			△116		△116
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△7			△7
利益剰余金から 資本剰余金への振替		7	△7		－
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△0	2,139	△0	2,139
当連結会計年度末残高	8,021	0	△4,461	△479	3,081

項 目	その他の包括利益累計額						非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他の有価 証券評価差 額	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	4	△0	883	940	△143	1,684	225	4,483
誤謬の訂正による累積的影響額								△1,632
遡及処理後当連結会計年度期首残高	4	△0	883	940	△143	1,684	225	2,851
当連結会計年度変動額								
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								2,194
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								0
自己株式処分差損の振替								－
連結範囲の変動								69
持分法適用範囲の変動								△116
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								△7
利益剰余金から 資本剰余金への振替								－
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	△64	11	21	18	△16	△28	△2	△31
当連結会計年度変動額合計	△64	11	21	18	△16	△28	△2	2,108
当連結会計年度末残高	△59	10	904	959	△159	1,655	222	4,959

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

19社

昭光ハイポリマー㈱、㈱ビー・インターナショナル、昭光サイエンス㈱、昭光通商アグリ㈱、大利両毛アグリ㈱、昭和培土㈱、コスモ化成工業㈱、昭和電工アルミ販売㈱、昭光通商（上海）有限公司、韓国昭光通商㈱、台湾昭光貿易股份有限公司、SHOKO SINGAPORE PTE.LTD.、Shoko Tsusho (Thailand) Co.,Ltd.、昭光エレクトロニクス㈱、協三軽金属㈱、日東工事㈱、興産ビルサービス㈱、昭光通商保険サービス㈱、㈱ゆうらむ

なお、連結子会社の昭光サイエンティフィック㈱は、同じく連結子会社のSIサイエンス㈱を平成28年10月1日付で吸収合併いたしました。これに伴い同社は商号を昭光サイエンス㈱へ変更いたしました。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数
- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

7社

昭亜㈱

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の各合計額はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社数 2社
- ・持分法適用の非連結子会社の名称

昭亜㈱、昭光ファームネット㈱

- ・持分法適用の関連会社数 2社

- ・持分法適用の関連会社の名称 昭光プラスチック製品㈱、コダマ樹脂工業㈱

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用除外の非連結子会社数

5社

- ・主要な会社等の名称 (有)エヌケイグローバル

- ・持分法適用除外の関連会社数 12社

- ・主要な会社等の名称 プラス産業㈱

- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の各合計額がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

Shoko Tsusho (Thailand) Co.,Ltd. は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

また、連結子会社の昭光サイエンティフィック㈱は、同じく連結子会社のSIサイエンス㈱を平成28年10月1日付で吸収合併いたしました。これに伴い同社は商号を昭光サイエンス㈱へ変更いたしました。

② 持分法の適用の範囲の変更

昭光ファームネット㈱は重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はいずれも12月31日であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券の評価基準及び評価方法

・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品

主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価
額は収益性の低下による簿価切下げの方法により
算定)

・販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の
低下による簿価切下げの方法により算定)

ハ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び車両運搬具 2年～17年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内
における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を
採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリ
ース資産についてはリース期間を耐用年数とし、
残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等に基づいて計上し、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の賞与支給見込額に基づき、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職により支給する退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を、翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

発生日以降5年間で均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

ロ. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

ハ. 金額の端数処理

百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

ニ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において「その他の特別利益」に含めて表示しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。また、前連結会計年度において「その他の特別損失」に含めて表示しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 誤謬の訂正に関する注記

当社の子会社である株式会社ビー・インターナショナルにおいて、不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及処理後の期首残高は1,632百万円減少しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	383百万円
計	383百万円

② 担保に係る債務

買掛金	121百万円
計	121百万円

（2）有形固定資産の減価償却累計額

4,364百万円

(3) 保 証 債 務

営業取引に対し保証を行っております。

昭光プラスチック製品㈱	2 8 2 百万円
昭光ファームネット㈱	2 2 百万円
計	3 0 5 百万円

(4) 受 取 手 形 裏 書 譲 渡 高 1 0 百万円

(5) 受取手形及び売掛金流動化に伴う譲渡高 3, 6 7 5 百万円
なお、資金化していない部分653百万円は、流動資産「その他の流動資産」に計上しております。

(6) 土 地 の 再 評 価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再 評 価 を 行 っ た 年 月 日	平成12年12月31日
再 評 価 前 の 帳 簿 価 額	1, 3 8 1 百万円
再 評 価 後 の 帳 簿 価 額	2, 6 8 5 百万円
評 価 の 方 法	

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第5号によるところの鑑定評価額により算定しています。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（時価が帳簿価額を下回る金額） 1 8 3 百万円

上記のうち、賃貸等不動産に係る当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 2 6 百万円

(7) 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当連結会計年度末日は銀行休業日のため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務が含まれております。

受 取 手 形	5 7 5 百万円
電 子 記 録 債 権	1 9 5 百万円
支 払 手 形	3 7 8 百万円
電 子 記 録 債 務	4 5 5 百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	112,714,687株	一株	一株	112,714,687株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余剰資金は主に流動性の高い預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は支払金利の変動リスクや為替変動リスクに晒されておりますが、長期借入金に関しては、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、取引決裁規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

一部の長期借入金について、支払金利の変動リスクや為替変動リスクに対して、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預金	6,478	6,478	—
(2) 受取手形及び売掛金	30,067	30,067	—
(3) 電子記録債権	3,099	3,099	—
(4) 投資有価証券	1,428	1,428	—
(5) 長期未収入金	8,418		
貸倒引当金（※1）	△8,395		
差引	22	22	—
資産計	41,094	41,094	—
(1) 支払手形及び買掛金	27,249	27,249	—
(2) 電子記録債務	2,526	2,526	—
(3) 短期借入金	3,180	3,180	—
(4) 長期借入金			
(1年内返済予定含む)	15,033	15,276	243
負債計	47,989	48,232	243
デリバティブ取引（※2）	15	15	—

※1 長期未収入金に対する個別貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっております。

(5) 長期未収入金

長期未収入金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定含む）

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利の長期借入金の一部については金利スワップの特例処理、通貨スワップの振当処理の対象とされ（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価額等によっております。為替予約取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金及び買掛金の時価に含めております。金利スワップの特例処理、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,905

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都及びその他の地域において、賃貸等不動産を有しております。平成28年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は260百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
5,391	△330	5,061	4,240

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、売却（264百万円）、減価償却費（65百万円）による減少であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4 3 円 2 9 銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2 0 円 0 6 銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	32,448	流 動 負 債	23,830
現 金 預 金	2,895	支 払 手 形	1,768
受 取 手 形	5,220	電 子 記 録 債 務	2,471
電 子 記 録 債 権	2,394	買 掛 金	18,053
売 掛 金	17,129	未 払 金	268
商 売 用 不 動 産	1,863	未 払 法 人 税 等	34
繰 延 税 金 資 産	12	前 受 金	106
短 期 貸 付 金	296	預 り 金	945
未 収 入 金	1,261	賞 与 引 当 金	78
未 収 法 人 税 等	746	そ の 他 の 流 動 負 債	104
未 収 消 費 税 等	467	固 定 負 債	17,882
そ の 他 の 流 動 資 産	168	長 期 借 入 金	15,000
貸 倒 引 当 金	196	預 り 保 証 金	628
	△203	繰 延 税 金 負 債	77
固 定 資 産	13,059	再評価に係る繰延税金負債	399
有 形 固 定 資 産	6,453	退 職 給 付 引 当 金	821
建 物	1,265	関係会社事業損失引当金	702
構 築 物	19	そ の 他 の 固 定 負 債	252
機 械 装 置	417	負 債 合 計	41,713
工 具 器 具 備 品	14	純 資 産 の 部	
土 地	4,317	株 主 資 本	2,977
その他の有形固定資産	418	資 本 金	8,021
無 形 固 定 資 産	84	資 本 剰 余 金	0
ソ フ ト ウ ェ ア	72	資 本 準 備 金	0
施 設 利 用 権	9	利 益 剰 余 金	△4,565
その他の無形固定資産	1	利 益 準 備 金	1,291
投 資 そ の 他 の 資 産	6,522	そ の 他 利 益 剰 余 金	△5,857
投 資 有 価 証 券	1,574	別 途 積 立 金	3,000
関 係 会 社 株 式	4,328	特 別 償 却 準 備 金	214
関 係 会 社 出 資 金	236	繰 越 利 益 剰 余 金	△9,072
長 期 貸 付 金	310	自 己 株 式	△479
差 入 保 証 金	248	評 価 ・ 換 算 差 額 等	817
保 険 料 払 込 金	36	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△92
長 期 未 収 入 金	61	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
そ の 他 の 投 資 等	64	土 地 再 評 価 差 額 金	904
貸 倒 引 当 金	△337	純 資 産 合 計	3,794
資 産 合 計	45,507	負 債 純 資 産 合 計	45,507

損益計算書（平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		
商品売上高	90,225	
その他の営業収益	4,091	94,316
売上原価		
商品売上原価	85,689	
その他の営業費用	3,543	89,232
売上総利益		5,084
販売費及び一般管理費		3,788
営業利益		1,295
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	480	
貸倒引当金戻入額	300	
その他の営業外収益	35	843
営業外費用		
支払利息	114	
その他の営業外費用	151	265
経常利益		1,873
特別利益		
固定資産売却益	313	313
特別損失		
投資有価証券評価損	13	
関係会社株式評価損	36	
関係会社事業損失引当金繰入額	261	
その他の特別損失	0	312
税引前当期純利益		1,874
法人税、住民税及び事業税		△77
過年度法人税等		75
法人税等調整額		△127
当期純利益		2,004

株主資本等変動計算書（平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

項 目	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,021	0	0	0
誤謬の訂正による累積的影響額				
遡及処理後当期首残高	8,021	0	0	0
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
自己株式処分差損の振替			0	0
会社分割による増加				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△0	△0
当 期 末 残 高	8,021	0	－	0

項 目	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
		別途積立金	特別償却 準 備 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,291	3,000	257	△9,344	△4,794	△479	2,748
誤謬の訂正による累積的影響額				△1,775	△1,775		△1,775
遡及処理後当期首残高	1,291	3,000	257	△11,120	△6,570	△479	972
当 期 変 動 額							
特別償却準備金の取崩			△42	42	－		－
当 期 純 利 益				2,004	2,004		2,004
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分						0	0
自己株式処分差損の振替				△0	△0		－
会社分割による増加				1	1		1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△42	2,048	2,005	△0	2,004
当 期 末 残 高	1,291	3,000	214	△9,072	△4,565	△479	2,977

(単位：百万円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△10	△1	883	871	3,620
誤謬の訂正による累積的影響額					△1,775
遡及処理後当期首残高	△10	△1	883	871	1,844
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩					—
当 期 純 利 益					2,004
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
自己株式処分差損の振替					—
会社分割による増加					1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△81	5	21	△54	△54
当 期 変 動 額 合 計	△81	5	21	△54	1,950
当 期 末 残 高	△92	4	904	817	3,794

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び工具器具備品 2年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等に基づいて計上し、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の賞与支給見込額に基づき、当事業年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職により支給する退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を、翌事業年度より費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

④ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

④ 金額の端数処理

百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

⑤ 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度より連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において「その他の特別損失」に含めて表示しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 誤謬の訂正に関する注記

当社の子会社である株式会社ビー・インターナショナルにおいて、不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及処理後の期首残高は1,775百万円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	383百万円
計	383百万円

② 担保に係る債務

買掛金	121百万円
計	121百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,170百万円

(3) 保証債務

営業取引に対し保証を行っております。

昭光プラスチック製品㈱	282百万円
計	282百万円

(4) 受取手形並びに売掛金流動化に伴う譲渡高 3,675百万円

なお、資金化していない部分653百万円は、流動資産「未収入金」に計上しております。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	7, 0 8 6 百万円
② 長期金銭債権	3 4 7 百万円
③ 短期金銭債務	7, 7 5 7 百万円
④ 長期金銭債務	1 4, 2 3 6 百万円

(6) 土 地 の 再 評 価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再 評 価 を 行 っ た 年 月 日	平成12年12月31日
再 評 価 前 の 帳 簿 価 額	1, 3 8 1 百万円
再 評 価 後 の 帳 簿 価 額	2, 6 8 5 百万円
評 価 の 方 法	

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第5号によるところの鑑定評価額により算定しています。

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（時価が帳簿価額を下回る金額）

1 8 3 百万円

上記のうち、賃貸等不動産に係る当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2 6 百万円

(7) 事業年度末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理は、手形交換日をもって決済しております。したがって、当事業年度末日は銀行休業日のため、次のとおり当事業年度末日満期手形及び電子記録債権債務が含まれております。

受 取 手 形	2 6 3 百万円
電 子 記 録 債 権	1 8 0 百万円
支 払 手 形	2 4 4 百万円
電 子 記 録 債 務	4 5 0 百万円

6. 損益計算書に関する注記

関 係 会 社 と の 取 引 高

売 上 高	1 3, 5 1 1 百万円
仕 入 高	2 0, 5 5 5 百万円
営業取引以外の取引高	5 2 7 百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式 普通株式	112, 714, 687株	一株	一株	112, 714, 687株
自己株式 普通株式	3, 283, 373株	5, 637株	735株	3, 288, 275株

- (注) 1. 自己株式増加株式数は、単元未満株式の取得によるものであります。
2. 自己株式減少株式数は、単元未満株式の買取請求による売却であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1 6 6 百万円
たな卸資産評価損否認額	3 4 百万円
賞与引当金否認額	2 4 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2 5 1 百万円
投資有価証券評価損否認額	1 9 百万円
関係会社株式評価損否認額	2, 5 1 9 百万円
販売用不動産評価損否認額	3 2 百万円
関係会社事業損失引当金否認額	1 4 6 百万円
繰越欠損金	1, 4 4 0 百万円
その他の繰延税金資産	2 8 百万円
繰延税金資産小計	4, 6 6 5 百万円
評価性引当額	<u>△4, 3 1 7 百万円</u>
繰延税金資産合計	3 4 8 百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	1 0 0 百万円
その他の繰延税金負債	2 8 百万円
繰延税金負債合計	<u>1 2 9 百万円</u>
繰延税金資産の純額	2 1 8 百万円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産－繰延税金資産	2 9 6 百万円
固定負債－繰延税金負債	7 7 百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.3%
住民税均等割額	0.6%
評価性引当額の増減	△46.5%
過年度法人税等	4.0%
実効税率変更による影響額	9.2%
その他	<u>△1.1%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△6.9%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	昭和電工㈱	被所有 直接 44.0% 間接 0.0%	化学品、軽金属、 無機材料等の売買 資金の借入	営業取引 化学品、軽金属、 無機材料等の販売	5,192	売掛金	1,918
				営業取引 化学品、軽金属、 無機材料等の仕入	17,787	買掛金	6,607
				利息の支払	56	長期借入金	14,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の昭和電工㈱に対する商品販売及び当社の商品購入価格は、取引の都度、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、回収支払条件については、一般の回収支払条件に準じております。当社の昭和電工㈱からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、当借入には劣後特約が付されております。

また、当社は昭和電工㈱と融資枠設定契約を締結しております。当事業年度末の融資枠は10,000百万円で、借入実行残高はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	昭光ハイポリマー㈱	所有 直接 79.6%	資金の預り	資金の預り 利息の支払	502 1	預り金	698
子会社	昭光通商上海	所有 直接 100.0%	資金の貸付	貸付金の回収	550	長期貸付金	—
関連会社	コダマ樹脂工業㈱	所有 直接 23.8%	合成樹脂の販売	合成樹脂の販売	4,103	受取手形	1,024
						売掛金 電子記録債権	406 1,166

取引条件及び取引条件の決定方針等

昭光ハイポリマー㈱からの資金の預りは、キャッシュ・マネジメント・システムによる取引であり、取引金額については期中の平均残高を記載しております。金利については、市場金利を勘案して決定しております。

当社のコダマ樹脂工業㈱に対する商品販売価格は、取引の都度、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、回収条件については、一般の回収条件に準じております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	サンアロマ 一俣	なし	ポリプロピレン 樹脂製品の仕入	ポリプロピレン 樹脂製品の仕入	4,846	買掛金	798

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社のサンアロマ一俣からの商品購入価格は、取引の都度、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、支払条件については、一般の支払条件に準じております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 34円68銭

(2) 1株当たり当期純利益 18円31銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 4 月 21 日

昭光通商株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園 田 博 之 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 俊 夫 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 切 替 丈 晴 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭光通商株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭光通商株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 4 月 21 日

昭光通商株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園 田 博 之 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 俊 夫 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 切 替 丈 晴 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭光通商株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの第 97 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検

討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社連結子会社である株式会社ビー・インターナショナルが行っていた特定の顧客との取引が、会計処理の訂正を過年度に亘り行うことになった件については、平成 27 年 5 月に公表した中国子会社問題後、与信管理などの内部統制に関する様々な改善策が講じられたものの、結果として損失が発生することとなり、実効的な施策として機能するには至らなかったことから、内部統制システムには運用上の不備があったと認めます。

今後とも、監査役会としては、再発防止策の進捗状況を監視し、検証してまいります。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 4 月 25 日

昭光通商株式会社	監査役会
常勤監査役	酒井 仁和 ㊟
(社外監査役)	
常勤監査役	天野 賢 ㊟
(社外監査役)	
監査役	神田 浩一 ㊟
監査役	桜井 修平 ㊟
(社外監査役)	
監査役	廣田 正昭 ㊟
(社外監査役)	

[メ モ]

[メ モ]

株主総会会場ご案内図

東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」



〔交通のご案内〕

JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より徒歩7分。
羽田空港から東京モノレール利用で浜松町駅まで23分。
都営浅草線・大江戸線大門駅＜B2出口＞より徒歩8分。
東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分。